

第5章

介護サービス量及び 事業費の見込み

1 高齢者人口（第1号被保険者数）， 要支援・要介護認定者数の見込み

平成26年度までの各年度における高齢者人口（第1号被保険者数），要支援・要介護認定者について，住民基本台帳等の人口の推移，第3期の要支援・要介護認定者の出現率，介護予防の効果見込み等から推計しました。その結果，要支援・要介護認定者数は，平成22年度において6万人を超え，平成26年度には6万8千人を超える見込みです。

第1号被保険者数,要支援・要介護認定者数

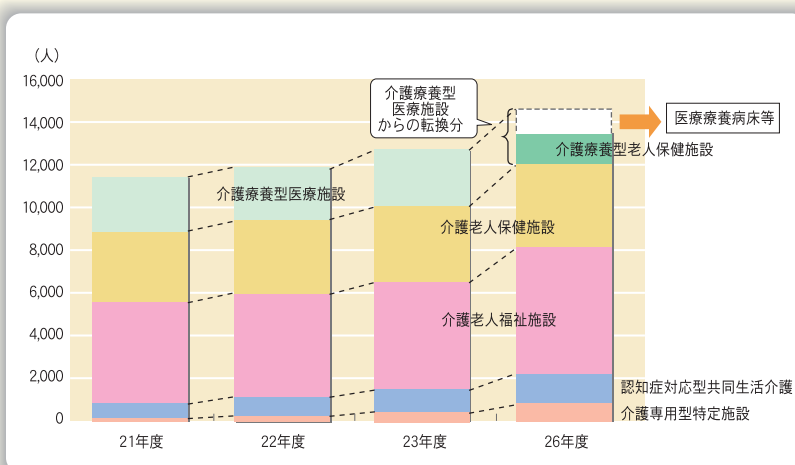
	21年度	22年度	23年度	26年度
第1号被保険者数 (65歳以上人口)	325,429	332,998	340,567	359,734
要支援1・2	14,601	15,727	16,983	19,507
要介護1～5	44,859	45,335	45,670	48,806
合 計	59,460	61,062	62,653	68,313
うち 第1号被保険者	58,002	59,604	61,195	66,860
出現率	17.80%	17.90%	18.00%	18.60%

※出現率:第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合

2 介護サービス量の見込み

平成26年度における介護保険施設・居住系サービスの利用者数は，施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度の認定者数に対する割合が，第3期プランと概ね同水準になるように推計しました。また，平成24年3月で廃止される介護療養病床（介護療養型医療施設）は，京都府地域ケア確保推進指針において示された病床数の割合で，介護療養型老人保健施設等に転換するものとして，利用者数を見込みました。

居宅サービスについては，これまでのサービスの利用実績（各サービスの利用率）等をもとに，サービスの利用量を見込みました。



介護保険施設・居住系サービス利用者数

	21年度	22年度	23年度	26年度
介護保険施設及び 介護専用居住系サービス 利用者数	11,393	11,879	12,569	13,450
介護保険施設利用者数	10,508	10,726	11,156	11,199
介護老人福祉施設	4,670	4,796	5,099	5,828
介護老人保健施設	3,298	3,390	3,517	3,915
介護療養型老人保健施設	0	0	0	1,456
介護療養型医療施設	2,540	2,540	2,540	0
介護専用 居住系サービス利用者数	885	1,153	1,413	2,251
認知症対応型共同生活介護	723	844	966	1,387
介護専用型特定施設	162	309	447	864
特定施設入居者生活介護 (混合型)利用者数	857	947	1,022	1,227

介護保険施設・居住系サービスの整備等目標数

(人分)

	21年度	22年度	23年度	26年度
介護老人福祉施設	4,585	4,664	4,931	5,518
介護老人保健施設	3,603	3,661	3,761	4,079
介護療養型老人保健施設	0	0	0	1,625
介護療養型医療施設	2,935	2,935	2,935	0
認知症対応型共同生活介護	703	847	991	1,423
介護専用型特定施設	181	342	495	953
混合型特定施設	1,261	1,441	1,566	1,824

居宅サービス利用量(平成23年度)

※いずれも1月あたりの利用量

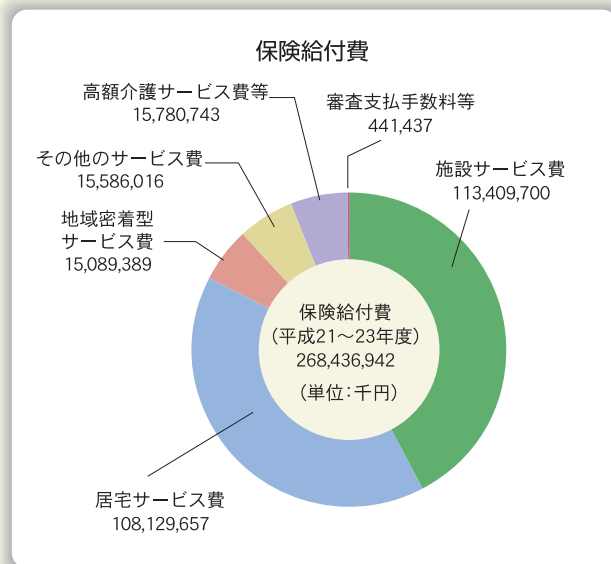
居宅サービス	予防給付	介護給付
訪問介護	7,340人	223,061回
訪問入浴介護	-	3,578回
訪問看護	985回	22,856回
訪問リハビリテーション	306回	3,961回
通所介護	2,430人	82,851回
通所リハビリテーション	777人	36,102回
短期入所生活・療養介護	344日	32,398日
居宅療養管理指導	284人	4,097人
福祉用具貸与	1,625人	14,135人

地域密着型サービス	予防給付	介護給付
夜間対応型訪問介護	-	742人
認知症対応型通所介護	4回	4,757回
小規模多機能型居宅介護	15人	511人
その他サービス	予防給付	介護給付
居宅介護支援・介護予防支援	10,503人	25,366人
特定福祉用具販売	221人	533人
住宅改修	241人	396人

3 保険給付費等の事業費の見込み

平成21年度から23年度までの保険給付費は、およそ2,684億円となります。

なお、本市では、第1期事業運営期間（平成12～14年度）、第2期事業運営期間（平成15～17年度）ともに保険財政に赤字が生じ、京都府介護保険財政安定化基金等から借りましたが、この借入金は、第3期事業運営期間（平成18～20年度）までで、すべて償還しました。また、第3期事業運営期間において、サービス利用実績が計画を下回るため、第1号被保険者の保険料の剰余分を介護給付費準備基金に積み立てており、この積立金を取り崩し、第4期の保険料に充当することにより、第1号被保険者の保険料を引き下げます。



4 地域支援事業（介護予防事業）の量の見込み

地域支援事業のうち、介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）は、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者（平成23年度において高齢者人口の5%程度）を対象として見込んでいます。

介護予防事業の参加者数は、事業の段階的な達成という観点から、平成21年度は対象者数の10%とし、22年度は14%、23年度は18%と設定しました。

	21年度	22年度	23年度
参加者数(対象者数)	1,627人(16,271人)	2,330人(16,649人)	3,065人(17,028人)

5 地域支援事業の事業費の見込み

国の交付金の対象となる地域支援事業の事業規模については政令で上限が定められています。（第4期事業運営期間中は、各年度とも、介護予防事業は2.0%以内、包括的支援事業・任意事業は2.0%以内、全体で3.0%以内）

本市では、政令で定める上限を踏まえ地域支援事業に係る事業費を見込むこととし、その結果、平成21年度から23年度までの事業費は、およそ79億円となります。

(千円)

	21年度	22年度	23年度	合 計
介護予防事業	1,231,765	1,362,132	1,412,065	4,005,962
包括的支援事業・任意事業	1,189,208	1,315,071	1,363,279	3,867,558
地域支援事業 全体	2,420,973	2,677,203	2,775,344	7,873,520

■ 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料

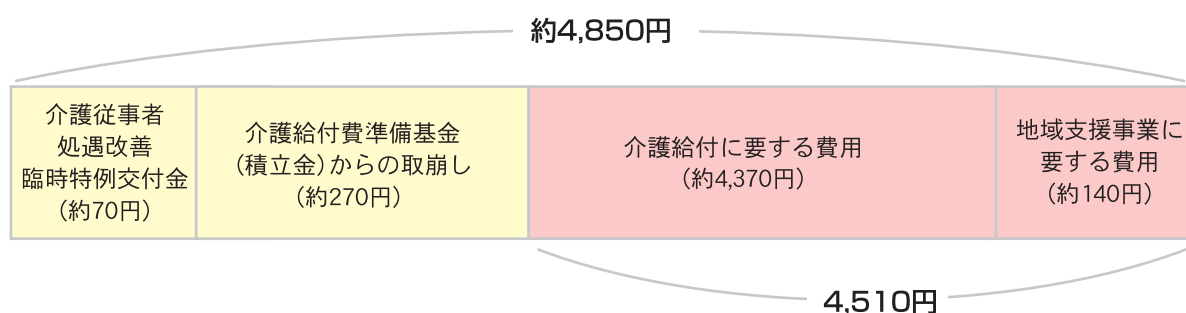
第1号被保険者の保険料基準額は、以下の方法により算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約}20\%^{※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 20\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金}^{※2} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）からの取崩額} \\ - \text{介護従事者処遇改善臨時特例交付金} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \text{割合で補正した} \div 12\text{月} \\ \text{被保険者数} \end{array}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では20%となります。

※2 第4期は、京都府財政安定化基金への拠出金は0円。

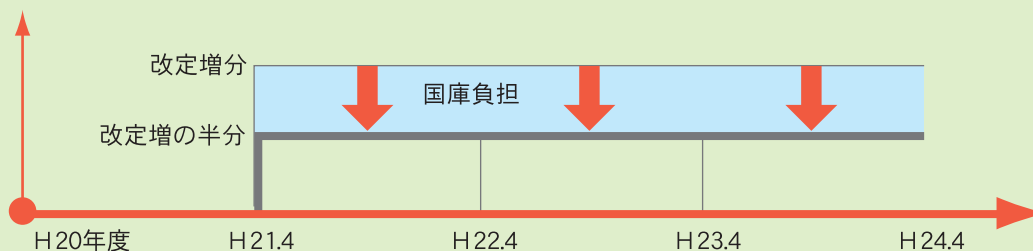
第4期事業運営期間の保険料基準額は、平成21年度から23年度までの保険給付費及び地域支援事業費の見込みを基に、上記の方法により算出したところ、介護給付費準備基金（積立金）の取崩し及び国の介護従事者処遇改善臨時特例交付金等により、第3期の保険料から250円引き下げ、4,510円となります。



介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料軽減

介護従事者の処遇改善を図るために介護報酬を3%引き上げることに伴う第4期介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国において介護従事者処遇改善臨時特例交付金が財政措置されます。

(保険料上昇抑制のイメージ)



保険料段階区分及び保険料率については、基本的には現行の9段階を継続し、更に被保険者の負担能力に応じ、よりきめ細かな設定を行います。

なお、第4段階に区分されている被保険者のうち、本人の前年の合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額が80万円以下である低所得の方については、第4段階の本来の保険料よりも低い保険料率を設定し、低所得者層の保険料負担の軽減を図ります。

所 得 段 階 区 分				保険料率	平成21年度～23年度の 保険料年額（月額）
第1段階	○本人が生活保護を受給している場合 ○本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			基準額×0.5	27,060円 (2,255円)
第2段階	○本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合 （本人が単身の場合を含む）	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の場合			
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える場合		基準額×0.75	40,590円 (3,383円)
第4段階	○本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税(減免前)課税者がいる場合	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の場合		基準額×0.9	48,708円 (4,059円)
		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える場合		基準額	54,120円 (4,510円)
第5段階	○本人が市民税（減免前）課税の場合	前年の合計所得金額	125万円以下	基準額×1.1	59,532円 (4,961円)
第6段階			200万円未満	基準額×1.25	67,650円 (5,638円)
第7段階			400万円未満	基準額×1.5	81,180円 (6,765円)
第8段階			700万円未満	基準額×1.75	94,710円 (7,893円)
第9段階			700万円以上	基準額×2.0	108,240円 (9,020円)

本市独自の保険料減額制度

対象者	第1段階,第2段階,第3段階 (第4期において拡大)	第3段階 (第3期から継続)
適用要件	単身世帯で年収60万円以下、複数世帯で世帯員1人につき24万円を加算した金額以下(注)	単身世帯で年収120万円以下、複数世帯で世帯員1人につき48万円を加算した金額以下(注)
減額内容	基準額×0.25(←0.5) (第1～2段階) 基準額×0.25(←0.75) (第3段階)	基準額×0.5(←0.75)

(注) 上記の収入要件以外にも資産要件及び扶養要件を満たす必要があります。